

文化財

文化財の保護

(文化財の保護に関する事務については、教育委員会の事務を市長部局が補助執行する)

1 運営方針

市内各地域にある文化財は、先人が残した貴重な文化遺産であることから、区役所と本庁が連携して、調査と保存・活用を進め、良好な状態で後世に引き継ぐとともに、その魅力を市内外に発信します。

2 重点事項

- (1) 文化財の現況調査を市民の協力を得るとともに、区役所と連携して進め、地域の文化遺産を後世に引き継ぐため、文化財の保存と活用に努めます。
- (2) 史跡、歴史的建造物等について、地域の文化遺産として保存活用を図るため、整備を進めます。

3 事業計画

事業名	内容	実施時期
文化財保護審議会	文化財保護審議会では市文化財の指定及び解除に関すること、また、文化財の保存及び活用について審議します。	年2回の予定
文化財保護調査事業	市内に所在する文化財の保存及び活用を図るため、調査、維持管理を行います。	通年
市内遺跡範囲等確認調査	各種の開発に先立ち、遺跡の有無及び範囲等を把握するための試掘・確認調査や、遺跡内での小規模工事に対応して立会いを行います。	通年

文化財センター

1 運営方針

埋蔵文化財及び有形民俗文化財に対する市民の関心と理解を深めるため、これら文化財の保存及び活用を図っていきます。

2 重点事項

- (1)埋蔵文化財の調査及び研究を行います。
- (2)発掘調査などにより出土した考古資料の収集及び保存並びに公開，そのほかの活用を行います。
- (3)有形民俗文化財の保存及び活用を行います。

3 事業計画

事業名	内容	実施時期
市内遺跡発掘調査	公共事業等の各種開発に伴い、記録保存を目的とした道正遺跡・岡崎遺跡、曾我墓所遺跡の本発掘調査を行います。過年度に実施した細池寺道上遺跡の調査記録・出土品等の整理、報告書の作成・刊行を行います。また、市内遺跡で出土した木製品等の脆弱遺物の理化学的保存処理を行います。	通年
小規模緊急発掘調査事業	個人住宅建設や民間開発に伴い、記録保存を目的とした原遺跡・平遺跡の本発掘調査を行います。過年度に実施した秋葉遺跡・程島館跡・原遺跡の調査記録・出土品等の整理と報告書の作成・刊行を行います。	通年
出土品整理活用事業	考古資料・各種記録類、有形民俗文化財の整理作業を行い、有効活用を図ります。文化財センターにおいて、市内で発掘調査された出土品の展示を行います。また年3回の企画展と、センター敷地内の旧武田家住宅や考古資料・民俗資料を活用したイベントや講座を行います。	通年
古津八幡山遺跡及びガイダンス施設の管理運営事業	国史跡古津八幡山遺跡と、そのガイダンス施設である弥生の丘展示館の管理を行い、年3回の企画展や体験学習・イベント等の活用事業を行います。	通年
史跡古津八幡山遺跡確認調査事業	国史跡古津八幡山遺跡を保存活用計画に沿って適切に保存・管理していくため、史跡指定地外北側について昨年度に引き続き確認調査を行います。	通年

